

阿比乃中山

あひのなかやま

相模湖歴史研究会報

第十四号 令和五年三月一日発行

平成二十九年三月一日創刊

民族調査

一、内郷村の二日 その一

まえがき

相模湖歴史研究会員 山田正法

阿比乃中山

第十四号 目次

民族調査

一、内郷村の二日（一）

一頁～四頁

農務省書記官 石黒忠篤

古文書解説

一、奥畠下川通り人改所（四）

四頁～十五頁

郷土民話伝説

三、中学生が収集した内郷の民話

十六頁～二十三頁

今号の「内郷村の二日」は当時農務省書記官であった石黒忠篤が内郷村調査を日記風に面白く書かれたものである。内郷村のフィールド調査は大正七年八月十五日より二十五日の十一日間行われたが、石黒忠篤は調査終りの二日ばかり来村して内郷村調査をした。石黒忠篤の役割分担は小平権一と共に「農業其の他の生業」であつたが、小平権一は米騒動の突発で地方へ出張し、郷土会の内郷村調査には不参加であった。

「内郷村の二日」はその一とその二があり、その一是先述『都會及び農村』の創刊第三周年号に掲載され、その二是大正八年一月一日発行『都會及び農村』の第五卷第一号に掲載されている。この号には柳田国男も「村を観んとする人の為に（三）」も掲載されている。今号の『阿比乃中山第十四号』では「都會及び農村」の創刊号に掲載された「内郷村の二日」その一を原文のまま掲載する事にした。

尚、文中の丸数字は地元に関係する用語や名前もあり、筆者が調べた注解として、最後に掲載する事にした。

内郷村の一日（一）

石黒忠篤

米騒動の突發で、小平君は職務の爲地方に出張してしまつた自分とてても農省務省の官吏であるからは直接關係は無いにしても暫く東京を外にして他へ出かける譯に行かなくなり、内郷村へはやつと最後の二日丈け馳せ参じたのであつた。何等取り止めも無い村の二日を敍して白頁を塞ぐ。

八月二十三日。昨夜東京から來た體を横たへたばかりで一睡も出來なかつた騒しい與瀬驛の宿を早朝に立つて、相模川へと下つた。橋を渡ると内郷村で潤葉樹林が急峻な山を蔽つて清い水際に浸つて居る、向ふの奥に學校林が十數丁歩良く植ゑてあるし御料に植付けた處もあるとの事だが、之等の外はどの山も木の無いのが多い様だ。荷擔ぎの爺は話好きで道々講釋をして聞かせた、其云ふ處に依ると、之等の山々にも大きい木が殘つて居たのだが、甲武鐵道敷設の時皆伐り出してしまつたの事である。鼠坂のねんざか

古關の趾を通つて八時に正覺寺に着いた。朝食中の諸君はとても來まいと思はれた自分が來たので、せめて味噌汁でもと、もてなして呉れた、味噌汁の御馳走になる位なら、序にと二度目の朝飯を食ふた。小平君と自分で代つて無理に御都合を願ふた中村さんは今日東京に歸る事になつて居たので自分の連れて來た荷擔ぎを夫れ好便と捕へて直ぐ與瀬へと下つて行かれ、農業其他の生業に付ての概況さへ聞く暇もなかつた。

諸君は夫れぐ調査に出かける、柳田さんが一人で字増原や道志へ行かれのに付いて、兎に角其方面を廻つて見やうと出かけた。

見渡す限り高刈作りの見事な桑畠の中を歩き乍ら自分は、何となく上州

られぬ。道々柳田さんの話される處によると、此村養蠶や織物で米を買ふて食ふて居るので、米騒動起こそらぬが兩三日前に米が無くなつた爲に村の重立ちの心配は一通でなく、幸、村長さんは郡に務めて居つた経験のある人であつた爲敏捷に外米を廻して貰ふ手配をしたとの事。重立の一人と道に行逢ふた時、昨夜外米が着いたと聞いて我も人も良かつたと安心した様な譯であつた。

成程、貰つた昨年八月の村勢一覽を見ると此山村で一番の物産は工産物で、六萬九千圓、織物が其大部分を占め、八王子物として賣れて行くのである。次が農產物で、六萬二千圓大麥二千二百石、小麥千五百石、甘藷二十一萬四千貫が主たるもので粟や雜穀が八百石ばかり、米は陸稻と半々であつて、合計しても三百二十石に過ぎぬ、桑畠の面積は實際大したものゝ様である、第三が養蠶で四萬三千圓、繭で賣ることは少く、糸に取り津久井郡同業組合の章紙で川和の糸市に賣るのだそうだ、其次が畜產八千餘圓で主に牛、林產が五千圓といふ順である。

蠶桑の業は種紙一枚掃けば諸掛が拂へると云ふた様な昔から行はれたであらうが、今日の如き其隆勢や機織の旺盛は蓋甚古く無からうと思はれる。今でこそ之で白い米の飯も食はれたか知らんが、之が盛で無かつた昔の住民の生活は果して如何であつたらうか、そして其生業は何であつたらうか。其の頃の人々が此山村で送つた生活は、随分貧しい粗らいものであつたに違ひ無いと思ふ。見る處甘藷も餘り良くは無ささうだが、兎に角此大切な新作物の糧が出来る様になつてから村は如何ばかり恩澤に浴したであらう。併し昆陽先生の名は未だ左程古いものでは無い、それよりもづと古い此村が甘藷の味を知つた前の村人は山村普通の稗が常食であつたらうし、又今でも幾らか食ふて居る事と思ふ。處が柳田さんは僕もさう思ふんだが村の人達は稗なんぞ作つて食ひはせぬと云ふて居る、食物の事は相當分つた途中でも譯も無く隠したがるのだからなあ、と云はれた。

歩いて居る中に小さい一枚の畠で、自分が村へ来て初めての發見をした、柳田さんは何だぐといぶかしがる、それは「鴨あし稗」だ、「ごせん

びえ」とも云ひ穂が割れて居て最も原始的な穀物の様に思はれるものである。穂を取つて行つて聞くと「蝦夷つびえ」と云ふ呼びならはしさへ分つた、自分は村の衆の先祖に廻り逢うた様に嬉しかつた。

小字館すしょで家號圖書すしょといふ豪家に野呂圖書の家系を探り山口二兵衛さんの宅で饅頭の御馳走になつてそれで晝飯を済ました事にした。⁽⁷⁾ 柳田さん専問

の館の趾を探る爲に、此家の孫の頼もし青年隆壽君⑨たかじゅくんを案内に敷を分け攀登つた、圖書の家は目の下で、今僅かに一部を殊す堡壘⑩が此数軒を圍み護つた形勢が歴然と看取せられる。此地形を其儘家號に歌はれた大垣内

の老人を訪うて柳田さんは圖書の家と山口家との關係を如何にかして分明ならしめやうと力められた、此邊で二兵衛さんの老人と二人といふ老爺さんである、年をいたく取つてもう目が見えぬ乍ら、それでも丁度大豆を扱き落して居た。宇宙の記憶から脱しごとて永久の闇に葬られて了はうとした内郷史上の一疑點も、柳田さんの巧な聞き方で、此老人の口から僅に光明を認むるに至つた、柳田さんの着眼と根氣とには敬服と感謝を禁じ得なかつた、夫れにしても老人と云ふものは寶である。掘り手はお互である。

此老人が大豆をむしる手を休め乍ら語る處に依れば村には今は牛ばかりであるが昔は一頭も無く馬ばかりで、與瀬から相模への駄賃馬が生業であつた、山にも木が澤山あつて四十年前迄は自分達も皆持分の炭を焼いて出したものだ、冬仕事と云へば炭焼だつた、と話して呉れた、碑の事を聞くと、中でも丸ツ穂の碑（普通の碑のこと）を澤山作つて食つたものだつたと云ふて居た。老人は経験を藏し事實を記して居る碑である。自分は此點で老人を敬ひ度い、若い者よりも正直になるなどと云ふことで尊ひ度くはない。

隣郷の道志村が多くの炭を出すつてことを嘗て柳田さんの面白い報告で讀んだ様に覺えて居る、炭も良からう。又相模川と道志川は此村を挟んで流れて居て舟筏が通ふ木材も良からう。民有山林原野は九百町歩で其共有

も少く無い様だ、加ふるに百八十町歩の帝室林野がある、其處からの林産が年五千圓である、山林の經營は資本と年月とを要しやうが其經營は一日も怠つてはならぬ自分は徒に昔の貧寒であつた事を云ふのでは無い富めりと云ふ今の村人が祖先の生活を思ふて、米の飯を生糸の一筋にのみ繋がりと云ふ今も親しむ生活を更に開くことを願ふのである。

村中を歩き廻り、多くの家を訪ひ、石老山にも登つた。夕刻吾々は思ひくの方面から正覺寺に歸つた、一日の汗と塵とを湯で流して、夜食の後は長谷川校長を始め來集の村の衆に色々質問したり、打合せをした自分は奥畠の豪家の若主人鈴木重光さんと校長の弟さん薰一君とに村の休み日の事など少し御尋ねした。村の人達の話や、お互の議論で時を移し寝たのは十二時であつた。

注解

①甲武鐵道

明治二十二（一八八九）年、甲武鐵道が立川・新宿間で開通。現在のJ R中央線の前身。八王子→甲府間は明治三十六年開通。

②古關

甲州街道の脇往還道、鼠坂関所の事。寛永八年（一六三一）開設。

③中村さん

郷土会会員の内郷村調査参加者で中村留二（農商務省技師）。

④村長さん

内郷村道志の押田未知太郎の事。先祖は江戸後期頃より寸沢嵐村道志の名主を勤める。代々「角兵衛」「角右衛門」を名乗る。

⑤川和

旧津久井郡津久井町中野の「川和」の事。江戸時代後期に養蚕が盛んとなり、繭から作られた紬織物の川和縞はこの地の特産品として作られた。津久井紬とも呼ばれる。名産「川和縞」はこの地区の字名が由来である。

⑥館

「たて」「たち」とも言う。低地に臨んだ丘陵の端で、通例は昔武人が城砦を構えていたと伝えられる場所。鎌倉時代での「館」は、武士が

農業經營者であつた關係から、河岸段丘のへり、丘や台地の上など、見晴らしの良い場所を選んで作られた。丘の麓や谷戸の中にも作られた。これは背後に聳える丘や、谷戸を囲む高地が、自然の城砦の役割を果たしてくれる上、水の管理もし易いからである。清光寺の過去帳によると館を「楯」と言う字で記載している時代もあり、江戸時代に於いても「たて」と呼ばれていたのが事実であろう。

(7) 野呂圖書

永禄二年（一五五九）の「小田原衆所領役帳」の若柳村に「野呂左京亮屋敷」、「同中納言」の名がある。江戸時代から官途名「図書」を名乗つてゐる。

(8) 山口二兵衛

筆者調査によると、この山口家は家号「酒屋」で代々俗名「仁兵衛」を名乗つてゐる。野呂家の隣家である。漢字からすると「にへい」と呼ばれていたらしい。この二兵衛さんは内郷村調査の二年後の大正九年八月に亡くなつてゐる。

(9) 隆壽君

二兵衛さんの孫で、安太郎さんの長男。内郷村調査後の大正十五年に三十四歳で亡くなられてゐる。

(10) 保壘（ほるい）

寸沢嵐村道志館には「野呂左京亮屋敷」が戦国時代の永禄年間にあり、野呂家の裏山に戦国時代の「山城」があつた。現在もその遺構が見られる。『日本城郭大系』にも掲載されている。

(11) 大垣内

館にある山口家の家号と成つてゐる。江戸時代俗名は「仁左衛門」である。隣の酒屋が「仁兵衛」であるから祖は同一と思われる。家の川沿いが、崩壊地と成つていた爲、「大崖道」が大海道と転訛した事も考えられる。また、地名用語源辞典では、「けえどう」の意味として、屋敷道や道路から入りこんだ庭や道を意味するとある。戦国時代、傍には野呂左京亮屋敷があつた。

(12) 道志村

この道志村は、内郷村の字道志ではなく、山梨県南都留郡道志村の事。明治四十四年（一九一二）五月十二日から十五日にかけて、三泊四日で柳田国男と郷土会員・牧口常三郎が道志村訪問・調査を行つてゐる。この山梨「道志村」については「阿比乃中山 第十号」に詳細を記す。

古文書解説

一、奥畠下川通り人改所（四）

相模湖歴史研究会 山田正法

まえがき

奥畠下川通り改所関係の古文書解説をして今回が四回目である。第一回目は『阿比乃中山第十一号』に、第二回目は『阿比乃中山 第十二号』に

それぞれ古文書解説して、奥畠下川改め所の開設とその経過を掲載してきた。第十三号では「奥畠下川通り人改所」と「鼠坂関所」、そして相模湖周辺にあつた六つの「渡船」が甲斐と相模の国境の要衝地にあり、人の往来を監視する改め所としての役割もあつた事を記した。そして、「奥畠下川通り人改所」と「鼠坂関所」、「渡船」でのそれらの改め方法について幾つかの古文書を掲載し、解説しながら論じて見た。今回の『阿比乃中山第十四号』では、「奥畠下川通り人改所」の「川改め方法」に絞り、つまり荷物・上乗り人が川下げをする場合、如何なる手続きが必要であつたかを、天保三年の小倉村平五郎が請負つて、山梨郡内秋山村から炭荷物を川下げる「出入り古文書」を解説しながら纏めて見た。この古文書は神奈川県公文書館所蔵「奥畠番所状28」で、筆者が以前公文書館で撮影して置いた古文書からである。

奥畠下川通り人改所の「川改め方法」

さて、今号は「まえがき」にも書いたように、最終回として「奥畠下川通り人改所」の「川改め方法」について古文書解説をしながら探つて行こうと思う。前述の延享三年（一七四六）古文書より降つて八十六年後の天保三年（一八三二）の古文書（公文書館所蔵 奥畠番所状28）である。その間の古文書は長状はなく、筏上乗り人を改める「差上申一札之事」、「差上申手形之事」、「覚」等の短い文書が公文書館蔵や正覚寺蔵（元鈴

木家藏)に数多く残っている。それらも参考にしながら解説を進めようと
思う。

公文書館所蔵 奥畠番所状28-①

相州津久井若柳村奥畠改所

乍恐以書付奉申上候



相州津久井若柳村奥畠改所

兼帶名主山三郎奉申上候、鶯巣伊左衛門様
御知行所同州同縣小倉村平五郎

儀、郡内領秋山村より焼出し候炭、去卯
十一月方當辰四月迄、高瀬船二積入、
川下ケいたし候ニ付、鑑札相渡候間、右江引合

可相成鑑札差遣し候間、御落手可被成との
御用状柴田善之丞様谷村御役所方

去卯十一月中差越候ニ付、右炭無滞

通船為致候處、当五月中尚又壹艘
積送り来候ニ付、谷村御役所方之

御用状二者四月迄と有之候得共、御用炭

之儀ニ付今般者通船可為致候得とも、

已來通船いたし候筏、尚又谷村御役所

カ之引合鑑御印鑑無之候而者、通船

不相成趣、右平五郎方江可申通段、船頭

毛詩卷之十一

召南
鵲巢
鵲巢于桑，其下維桑。既莫既息，容容其光。
夙夜胥胥，胥胥宵寐。偕偕其音，朝夕相處。
子有好處，中心好處。曷飲食矣，曷休矣。
召南
鵲巢
鵲巢于桑，其下維桑。既莫既息，容容其光。
夙夜胥胥，胥胥宵寐。偕偕其音，朝夕相處。
子有好處，中心好處。曷飲食矣，曷休矣。
召南
鵲巢
鵲巢于桑，其下維桑。既莫既息，容容其光。
夙夜胥胥，胥胥宵寐。偕偕其音，朝夕相處。
子有好處，中心好處。曷飲食矣，曷休矣。
召南
鵲巢
鵲巢于桑，其下維桑。既莫既息，容容其光。
夙夜胥胥，胥胥宵寐。偕偕其音，朝夕相處。
子有好處，中心好處。曷飲食矣，曷休矣。

とも江断遣候処、同六月八日、尚又柴田

善之亟様谷村御役所より申越候二者

甲州郡内領秋山村之内、阿寺沢組

稼山ち焼出しへ炭、
壹万俵寸沢嵐村

御林代炭足合ニして相調度旨、

右平五郎儀阿寺沢組之ものとともに

対談の上、炭会所江相願、右願之趣

當徵役所二願出候二付
夫之掛合之上

前書願之趣御下知相濟候二付、右納

炭高瀬船二積、川下ヶ江戸柳原

新橋炭会所置場江運送之儀

今般平五郎并阿寺沢組役人共江

申渡候間、通船無差支様可取計

旨之御用状遣を以、差越候得とも

右者正保年中弓郡内領弓諸色

川下ケいたし候分者、谷村御役所占



引合御印鑑并御達書相添私方江
御遣し被置、船頭とも同様焼印
之腰札持參為引合、川下ヶ爲致
來候処、當六月中谷村御役所占
之御達し書御文言先例とハ相違
いたし、引合御印鑑にも御遣し無之、
左候而者此上通船差支者歷代之
儀二付、先例之通御達し書并御引合
御印鑑とも私方江差遣し候様、平五郎
より谷村御役所江可相願旨、小倉村
役人とも江數度及掛合候処、当月
廿九日ニ相成、平五郎儀罷越申聞候者、
同人所持之燒印持參、右ヲ引合ニいたし
通船爲致候様申し候得共、左候而ハ
先例ニ相外レ候間、右鑑札ニ而者
通船相成不申間、先例之通引合
御印鑑持參可致旨申遣し候処、先月

二十六日、荒川御番所より三判持参

可罷出旨御書付頂戴仕候間、同廿八日

右御番所江罷出候処、小倉村平五郎

儀、寸沢嵐村御林伐炭として郡内領

秋山村の燒出し候炭、追々川下けいたし

候処、奥畠改所ニおゐて故障有之、

川下アシ差支シキ二相成候趣申出候間マジ、早々川下アシ

前書、仰聞候間、被旨可在計取樣候成相

之始末逸々奉申上候處、折節平五郎

山田清次兵衛様方も先例之通

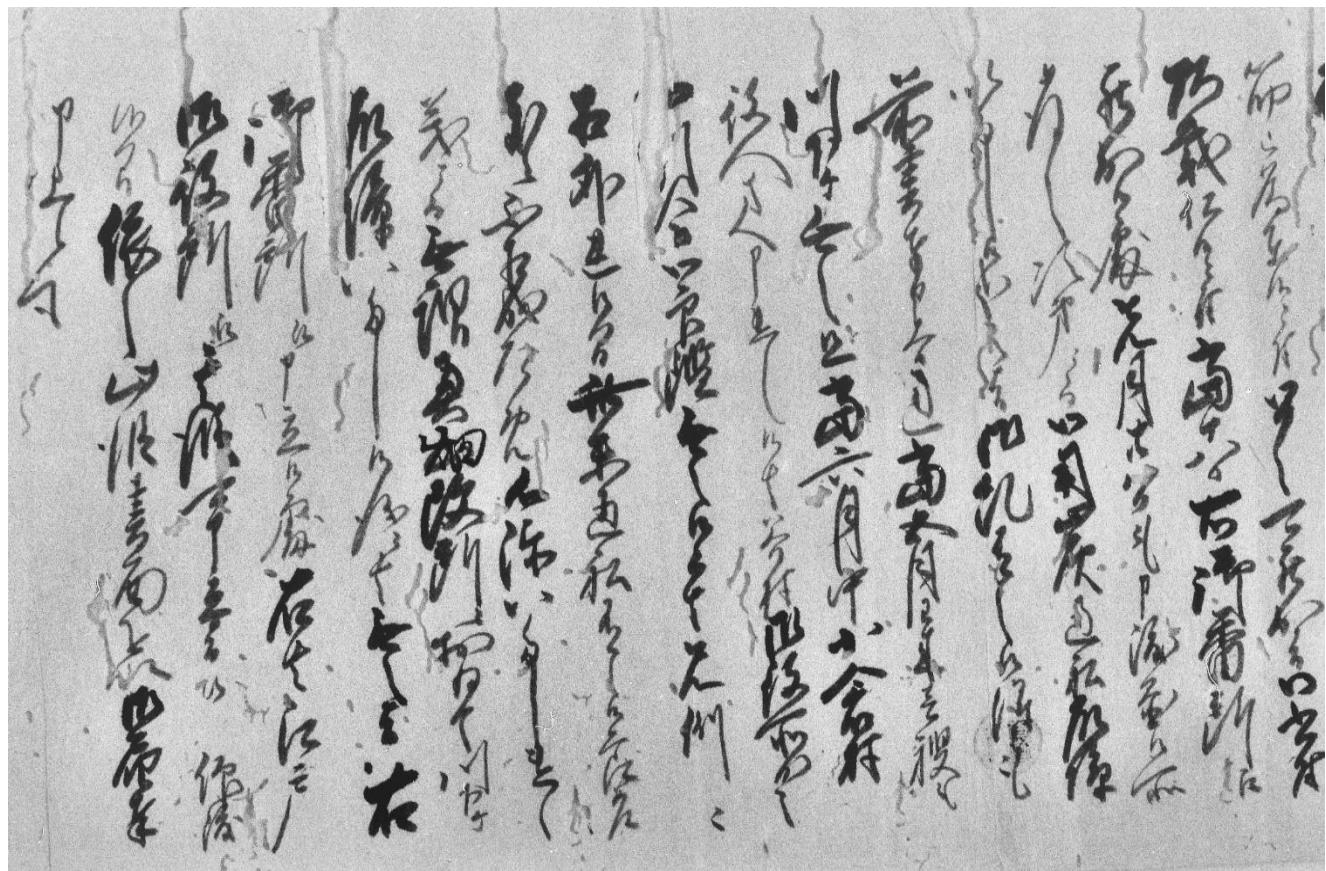
谷村御役所方御引合御印鑑

相願、通船可致旨、被仰聞候得とも、

今以引合御印鑑者勿論、右御用

炭今以川下ヶ無之、打過罷在候處

猶亦今般、
荒川御番所より私江御尋



筋被為在候ニ付、早々罷出旨、御書付

頂戴仕候ニ付、当十八日右御番所江

罷出候処、先月二十八日も申渡置候所、

如何之次第二而御用炭通船故障

いたし候哉之旨、御糺有之候得とも

前書奉申上候通、当五月已來壹艘も

川下ヶ無之、且當六月中小倉村

役人方へ申遣し候者、谷村御役所より之

御引合御印鑑無之候而者先例ニ

相外れ候間、此末通船有之候節、差

支ニ不相成ため心添いたし遣候

義ニ而、無謂奥畠番所ニおゆて川下ヶ

故障いたし候儀ニ者無之旨、右

御番所江申立候所、右者江戸

御役所江其段申立候旨被 仰渡

候間、依之此段書面を以、御届奉

申上候、以上

鑑札：ある種の営業や行為に対し役所が与える許可証。

故障：異議。申し立てる事。差支え。

旨：そのむねと読み。そのような内容・そのような話。

間：何々なので。の故に。

趣：事情。成り行き。ようす。

折節：たまたま。ちょうどその時。

筋：つながりのある方面・関係の者。

糾す：取り調べて物事の理非を明らかにする。罪過や過誤を追求する。

心添え：親身になって注意や忠告する事。

義：意味。理由。

段：次第。こと。

奥畠番所状28-① 訳

「相州津久井県若柳村奥畠下人改め所兼帶名主山三郎申上げます。⁽¹⁾ 鷺巣伊左衛門様御知行所で同州同県小倉村の平五郎は、去年の天保二年卯（一八一九）の十一月より当辰、天保三年（一八二〇）四月迄、郡内領秋山村より焼出炭を高瀬船二積み、川下ヶ致したいと云う事で、鑑札を渡すので、それに引合すべく鑑札を遣わしました。お受取り成されたとの御用状を、柴田善之丞様の谷村御役所より、去る去年十一月中に送つて来られたので、右の炭を滯りなく通しました処、当五月中、なおまた一艘の炭積送り舟が来ましたので、谷村御役所の御用状には四月迄とありますが、御用炭の事なの

で今般は通船させましたが、これからは奥畠下を通る筏舟は、谷村御役所の引合せ御印鑑無き者は通る事は出来ない趣、平五郎方へ申し通す様に船頭・・・」

奥畠番所状28-② 訳

「・・・十月二十六日、荒川御番所より三判持参してくるよとの御書付けを頂戴したので、同二十八日、荒川御番所へ出頭した処、小倉村の平五郎が寸沢嵐村御林炭として秋山村より焼き出した炭を、追々川下げした処、奥畠下人改め所から異議の申し立てがあり、川下げに差支えている事を申し立てられ、荒川御番所からは早々に川下げする様にと仰せ聞かされたので、前書の始末を追々申し上げた処、その時、平五郎も御番所へ出頭

の谷村御役所より申し来たのは、甲州郡内領秋山村の内、阿寺沢組の稼山

より焼き出した炭と、寸沢嵐村の御林炭と足して一万俵を調達したい旨を平五郎が阿寺沢組の者と対談し、江戸炭会所へ願い出て、また其の願いの趣を谷村御役所にも願い出し、その話し合いをした処、当辰歳より午歳までの二年間、聞き入れられ御下知を頂いたので、右の納入炭高瀬舟に積み込み川下げし、江戸柳原新橋の炭会所置場まで運送するに付、今般平五郎は阿寺沢組役人共へ申渡し、通船に差支えない様に取り計らってくれる様にとの御用状を私共へ遣わしてきましたが、右は正保年中より都留郡内領より色々な物を川下げ致す分けは、⁽³⁾ 谷村御役所より引合せ・・・」

奥畠番所状28-③ 訳

「・・・の御印鑑と御達書を添えて私方へ出し、船頭は同様に焼印鑑の腰札を持参し引合せ、川下げの許可をして居る処に、当六月中、谷村御役所よりの御達し書の御文言がいつもの先例とは異なり、引合せる御印鑑も持参なく、この様だと此の上、通船にも差支え、歴代成して來ている先例の通り御達し書並びに引合せ印鑑を私方へ差し出す様に、平五郎から谷村御役所へ願う様に小倉村役人へ数度懸合ましたが、当月、十一月二十九日になり、平五郎がやつて来て聞く事によると、平五郎所持の焼印を引き合わせにして通船してくれる様、申されたがその様であつては先例に外れる事であり、その鑑札では通す事はできないので、先例がある通りの引合せ印鑑を持参するよう申し遣わした処、先月・・・」

奥畠番所状28-④ 訳

し、私は勿論、御番所役人の山田清次兵衛様よりも、先例がある通り谷村御役所へ御引合せの御印鑑をお願いし、通船致すべく様に言い聞かせたが、今もつて引合せ印鑑は勿論、右の御用炭も今もつて川下げしないでいる処に、猶又、荒川御番所より私共へ御尋ね・・・」

奥畠番所状 28-⑤ 訳

「・・・があり、早々に出頭せよとの御書付を頂戴したので、当十一月十八日、荒川御番所へ出かけた処、先月十月二十八日にも申渡してある様に、如何いう訳で御用炭通船させるのに異議があるのかと、追及されましたが、前書に既に申し上げている様に、当五月より壱艘の川下げも無く、且つ六月中に小倉村役人方へ申し遣わしている様に、谷村御役所よりの御引合せの御印鑑がなくては先例に反しているので、これから通船ある時は差支えにならぬ様、御忠告申し上げた次第で、謂われもなく奥畠番所で川下げに異議を申したのではない事を、荒川御番所へ申し立てた処、右荒川番所は江戸の御役所へその事を申し伝えていたとの事、よつて此の事を書面にてお届け申し上げます。以上」

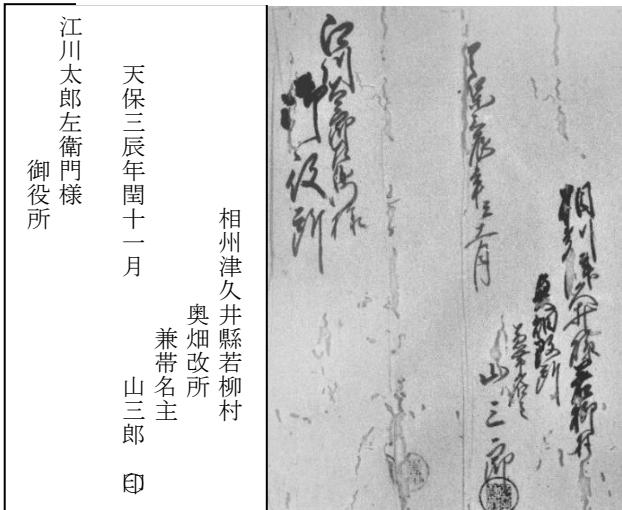
小倉村平五郎が天保二年（一八一九）卯の十一月より当辰、天保三年（一八二〇）四月迄、郡内領秋山村より焼出炭を出す事になり、奥畠改め所は引合せの鑑札を渡し、谷村御役所の柴田善之丞より御用状も十一月中に届いたので御用炭船を滯りなく通船させた。しかし、谷村御役所の御用状には四月迄との約束であるが、五月中にまた一艘の炭積送り舟があり、御用炭があるので止む無く通船させたが、これからは奥畠下を通る筏舟は谷村御役所からの引合せ御印鑑無き者は通る事は出来ない事を、平五郎方へ伝えた。

天保三年辰の六月八日、なお又柴田善之丞様の谷村御役所より、平五郎が阿寺沢組役人と相談し、甲州郡内領秋山村の内、阿寺沢組の焼き出し炭と、寸沢嵐村の御林炭と足して一万俵を調達したい旨、江戸炭会所へお願いし、また谷村御役所にも願い出たところ、当辰歳より天保五年午歳までの二年間の御許しが出て、右の御用炭を高瀬舟に積み江戸柳原新橋の炭会所置場まで、川下げする事となつた。平五郎は阿寺沢組役人共へ申渡し、その為の御用状も奥畠改め所へ持参した。

しかし、奥畠下川通り人改所は、正保年中より都留郡内領からの川下げは、御印鑑と御達書を添えて奥畠改め所へ提出し、船頭は同様に焼印鑑の腰札を持参し、引合せて川下げの許可をして居るが、当六月中の谷村御役所よりの御達し書の御文言がいつもの先例とは異なり、引合せる御印鑑も持参していないので、歴代の先例の通り御達し書と引合印鑑を出す様に小倉村役人へ掛け合つていた。すると十一月二十九日、平五郎がやつて来て、自分所持の焼印鑑で通してくれる様にとの話があつたが、先例がある通り引合の印鑑を持参するように申し遣わしたのである。

この古文書は長状で、五枚写真に区切つて掲載致しました。内容的には既に五枚の古文書写真の下に解説を載せ、さらに、現代語訳も記載しましたが、ここでもう一度、読み間違いがあると思いますが、記載内容を辿つてみる事にします。

古文書内容



すると、先月の十月二十六日、荒川御番所より三判持参して出頭せよとの御書付を頂いたので、二十八日出向くと、御番所の言う事には、平五郎が寸沢嵐村御林炭として秋山村より焼き出した炭を、川下げしようとした處、奥畠下人改め所から異議があり、川下げに差支えている旨を申出でて、荒川御番所からは直ぐにでも川下げする様にと言わされたのである。前書の先例の始末を追々申し上げたところ、平五郎も御番所へ出頭してきたので、私と御番所役人の山田清次兵衛様から、先例がある通り谷村御役所へ御引合せの御印鑑をお願いし、通船致す様促した。しかし、まだ引合せ印鑑は勿論、右の御用炭も今もつて川下げしないでいた。

すると当十一月十八日になり、荒川御番所より再度、出頭せよとの御書付があり、荒川番所へに出向くと、何故に先月の十月二十八日の御用炭通船の奥畠番所の差し障りについて糺された。前書にも申し上げてある通り、五月からは川下げも無く、また六月中の川下げ通船の改めについてでは、小倉村役人へも事前に知らせてある如く、谷村御役所よりの御印鑑が無く、先例に違反している為、川下げに異議を申し立てた事だけである旨を、荒川番所へ申し伝えた処、荒川番所からもその内容を江戸柳原新橋の炭会所置場御役所へ伝える事になった。その旨を、江川太郎左衛門御役所へ届けたのである。

奥畠下川通り人改の方法

「公文書館所蔵 奥畠番所状28」の、五枚の古文書写真の現代訳を五つに分け前記したが、その中から奥畠番所改めの方法に關係する個所を太字にして、その文の最初に丸数字でルビをしている。そのルビ個所の丸数字を次に抜粋し解説して見たので、そこから「奥畠下川通り人改」の方法を分析して見ようと思う。

①「川下ヶ致したいと云う事で、鑑札を渡すので、それに引合すべく鑑札を遣わしました。お受取り成されたとの御用状を、柴田善之丞様の谷村御役所より、去る去年十一月中に送つて来られた」

*川下げする場合には鑑札が必要で、その鑑札を奥畠改め所から谷村御役所へ渡し、その鑑札により御用炭の川下げが可能となり、その他に川下げする為の谷村御役所からの御用状が必要であったと思われる。

*しかし、この文内容の「鑑札」と、次の②に出て来る「谷村御役所御印鑑との合印」との関係が今一つ理解できない所である。

②「これからは奥畠下を通る筏舟は、谷村御役所の引合せ御印鑑無き者は通る事は出来ない趣」

*奥畠下を通過する船は谷村御役所から渡される御印鑑と、奥畠改め所に届け出でる谷村御役所の印鑑との引き合せが必要であると言う事であろう。

③「右は正保年中より都留郡内領より色々な物を川下げ致す分けは、谷村御役所よりの御印鑑と御達書を添えて私方へ出し、船頭は同様に焼印鑑の腰札を持参し引合せ、川下げの許可をして居る処に、当六月中、谷村御役所よりの御達し書の御文言がいつもの先例とは異なり、引合せる御印鑑も持參なく、この様だと此の上、通船にも差支え、歴代成して來ている先例の通り御達し書並びに引合せ印鑑を私方へ差し出す様」

*「正保年中より」とは『阿比乃中山 第十一号』「奥畠下川通り人

改所（一）」の十七頁に、すでに奥畠下川改め所の設置について掲載したが、そこでは正保四年の二月、代官野村彦太夫宛に、若柳村奥畠の弥次右衛門、同村山口の庄兵衛、同村奥畠伊右衛門の三人が書付を出し、谷村領主となつた秋元越中守様が材木を都留郡内の谷村から川下げをするに付き、上乗り人改めを依頼された書付の事を言つてゐる。

*正保四年の前記を先例にして、谷村御役所よりの御印鑑と御達書を奥畠改め所に差し出し、そして船頭には焼印鑑の腰札を持参させて川下げ許可をしている。しかし、当六月中の谷村御役所よりの「御達書」の文言は常々と異なつていた。

* 天保三年六月での川下げでは、奥畠改め所保管の谷村御役所御印鑑と突き合わせるべき、谷村御役所印鑑の押捺もなかつた。つまり、いつもの谷村御役所からの御達し書の文言も異なり、引合せの御印鑑の押捺も無く、又は谷村御役所の印鑑持参も無かつたという事である。

(4)

「平五郎所持の焼印を引き合せにして通船してくれる様、申されたがその様であつては先例に外れる事であり、その鑑札では通す事はできないので、先例がある通りの引合せ印鑑を持参するよう申し遣わした」

* 平五郎所持の焼印、つまり個人的な請負人の鑑札では通船させる事はできない。先例の通り、谷村御役所の印鑑が必要であったのである。

* 請負人に渡された鑑札だけでは通船させる事はできない。谷村御役所の御印鑑が必要であった事になる。「鑑札」は幕府が与える営業許可書である、この④の内容から「谷村御役所御印鑑」と「鑑札」とは同じものでは無く、「鑑札」は①にある様に谷村御役所の請負人平五郎に渡された船頭の腰札と解釈して良いのではないか?

(5) 「先例がある通り谷村御役所へ御引合せの御印鑑をお願いし、通船致すべく様に言い聞かせたが、今もつて引合せ印鑑は勿論」

* 「奥畠下人改め所」を通るには谷村御役所から出る「御印鑑」と、奥畠下改め所に保存されている谷村御役所の「御印鑑」の合印の突き合わせにより通船できたのである。

* 奥畠下人改め所の他の古文書を調べると、御用川下げの場合、御達し書の他に船頭・かこ・筏乗り等の押印人別帳と、奥畠改め所に登録されたその者たちの合印も必要であった様である。

* これは鼠坂関所を通行する近郷の顔見知りの百姓が通行する際に、その者の村名主印鑑照合の形式と似通う事である。

ま と め

この古文書では終始奥畠下の相模川を通行する際の手続きが、如何なる方法であるかを、小倉村の平五郎が請負つた、郡内領秋山村より焼き出される御用炭文書を通して知る事が出来る。小倉村平五郎の炭出しは御用炭の川下げで、幕府が必要とする炭を平五郎が請け負つたのである。また、御用炭の量も一万俵の調達である。それだけに谷村御役所、奥畠下川通り人改め所、荒川番所それぞれ先例に基づいた手続きを取り、奥畠の改め所に於いても先例を必要に重視している事が伺える。

御用川下げでは、筏上乗り人や水夫（かこ）、そして船頭は常に腰に板の「焼印鑑札」（川下げを許可する焼印木札）を吊るし、それに御用材等を川下げする村の支配者あるいは領主から、また幕府からの請負人が、奥畠関所を通しててくれる様に願い出た「御達し書」、それに御達し書にある登録印鑑と奥畠改め所に登録された印鑑と照合して合印すれば通行を許可した。また、御用物の川下げは厳しく、他の古文書には、船頭、筏上乗り人や水夫（かこ）、全員の印鑑登録された人別帳が必要で、これらの者の印鑑帳も奥畠下人改め所には備えられ、それらと合印して通船させたのであろう。

尚、「鑑札」は営業や行為に対し役所が与える許可証であるが、一般に「鑑札」は支配する代官所から出された。天保年間の津久井県若柳村の支配代官は江川太郎左衛門英毅であるから、葦山の代官江川太郎左衛門英毅の鑑札であつたのであろう。この古文書文中ではこの鑑札は谷村御役所と御用炭請負人の平五郎へ渡されていた様である。

鼠坂関所通行は先号の『阿比乃中山 第十三号』「三、奥畠下川通り人改め所（三）鼠坂関所と渡船」で鼠坂関所通行に関する簡略に記しているが、鼠坂関所では「その者の村名主の印鑑と鼠坂関所で保存のその者の村名主の印鑑と照合して通している」とあり、鼠坂関所には近郷各村の名主や組頭の印鑑帳が保存されていて、村人が通行許可を求める「御達し書」の書付には、通行人の正体を明らかに保証する村名主印鑑が押印され、そ

の名主印鑑と照合して通行させていたのである。江戸時代の中期頃から商人や武士達は判子（印鑑）を使用するようになつたが、また実印を登録する「印鑑帳」も使用される様になり、これは現在の「印鑑登録」に当たるものである。登録した印鑑を照合する事で本人であるか、事実であるかの確証が判明する。

「奥畠下川通り人改所」に於いても鼠坂関所と同様、近郷各村の村方役人の印鑑や御役所の役人の印鑑は「奥畠下川通り人改所」の印鑑帳として登録保存されていて、これを元に奥畠下人改めも川下りする筏乗り・船頭・水夫（かこ）等が持参する川下げ通行許可書に押印された御役所役人や村役人の印鑑と引合せ、合印したら通船させたのである。

平五郎の御用炭川下げは御用炭であるが、江戸の後期になると各村に於いて、稼ぎ渡世と思われる材木やたばこを、厚木や平塚須賀浦まで川下げする筏や高瀬舟が頻繁となり「奥畠下川通り人改所」の仕事も増大したようで、奥畠の家号「沖西」「とば西」の両鈴木家には「御達し書」と思われる「覚」「差上申手形之事」「差上申一札之事」「差上申證文之事」等の書付が保存されていた。これらは現在神奈川県の公文書館に保管されている。

これ等の保存されている「御達書」の内容は、厚木迄の「たばこ」の川下げ通船許可、須賀浦迄の松筏・材木や枕木の川下げ許可、そして柏木輸送の通船許可証等である。これらの書付には鼠坂関所と同様、川下げする村の役人である名主の印鑑があり、これと奥畠下川人改め所の印鑑帳で、川下げ元の名主印鑑と引合せし通船許可をしていたのであろう。都留郡内領の上野原鶴島や新田村名主の名前も見る事が出来る。奥畠下の人改め所では、郡内領の村や近郷の村は、鼠坂関所通行と同様、御達し書の名主印鑑の引合せで簡単に通船許可されたと思われる。

『阿比乃中山 第十三号』第十三号では「奥畠下川通り人改所」と「鼠坂関所」の関係で、山梨県大月市の真木温泉近くの小金沢山の御運上材木川下げに於いて、筏乗りが帰りの時、鼠坂関所に於いて請負人幸田庄太夫の

腰札鑑を見せて通路しようとした事について述べた。筏乗り人や船頭、水夫が川下げの仕事を終了し、帰る際には、どうしても鼠坂関所を通らなければならぬ。しかし、請負人の腰札では通行許可にならない事を前号では掲載した。その時は「奥畠下川通り人改め所」での添書が必要であったのであろう。その添書についての詳細はわからぬが、奥畠の役人から上乗り人が帰村の際の何等かの書付を貰つて、鼠坂関所を通行したものであろうと思われる。また奥畠下の役人に御役所からの奥畠役所への「御達し書」を見せ、それが帰村の際の関所通行となつたのかも知れない。その添書き事の詳細については、不明な個所となつてゐる。

写真①の公文書館蔵（奥畠番所状7）や正覚寺（鈴木正文家文書）所蔵文書等、「奥畠下川通り人改所」に残る「御達し書」をよく見ると次の様な文面もあつた。

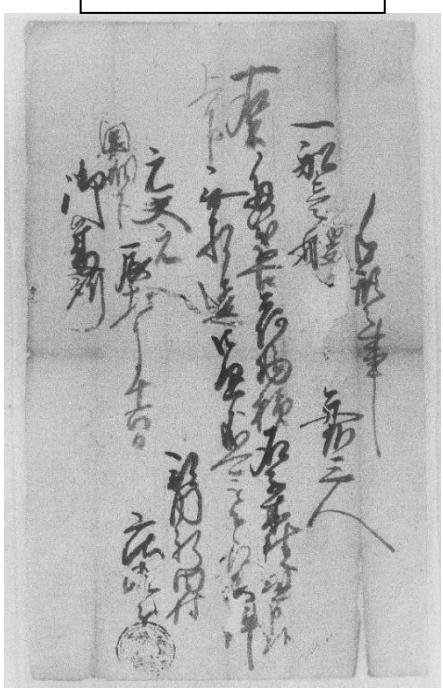
一 船 壱 艘	右者煙草荷物積厚木村江通り申候、	船頭六人
奥 畠 下	上下無相違御通被成可被下候、依而如件	
元文元年		
辰十二月七日		
	庄九郎	印
	御 番 所	

これで解る様に、川下げの御達し書に於いて、「上下無相違」とあり、帰りも通してくれる様にとの内容であろう。この内容が帰村の際の鼠坂関所通行許可を求めた文書なのか、相模川に沿つて船を曳き帰る際の、奥畠下通行の許可も願い出ているものかなのかの判断も難しいが、この川下げに携わつた山梨郡内人の、帰村に際する関所通行許可の詳細は、この古文書から大体判断しても良いであろう。

『阿比乃中山 第十六号』では「小佛関所の通過」について述べるが、小佛関所では手形について。「手形は厳重に扱われ、毎年正月、前年度分

を取纏めて、関守の一人が携帶して手形の発行者に返納しなければならない」とあつた。そして、一枚でも紛失したら閉門の謹慎を受けたとの事である。この様に奥畠下川通り人改めの「通行許可書」「御達し書」「覚」等も嚴重な保存義務が必要とされていたと思われる。

「奥畠下川通人改め所」について、川下げの御達し書には宛先として奥畠下「御番所」「御関所」と書かれている。しかし、實際は村役人の若柳村・寸沢嵐村の両名主と他一人の三人で川番が勤められていた。鼠坂関所の様に三つ道具、罪人を捕らえるのに用いた突棒（つくぼう）・刺股（さすまた）・袖搦（そでがらみ）が有つた分ではない。奥畠では川下げする人物改めのみである。別に不許可で川を下つても、下流には「荒川御番所」の役人もいる、御法度破りは村名主から御代官様にも連絡は伝わるし、見つかれば斬首は間違いない。その点、奥畠下改め所には警棒的な物も必要はなかつたのである。



写真① 手形之事
奥畠番所状 7

呼ばれていた。この様に江戸の後期には流通経済の発展に伴い、天保三四年頃は、「奥畠下川通人改め所」を通過する船筏が頻繁であつた事が伺える。

*朝日曾雌村は、都留市の東端に位置し、桂川の支流朝日川の上流域にある山あいの村である。現在は緑区藤野牧野から秋山、そして都留市へ向かう県道三十五号線（四日市場上野原線）の、新雛鶴トンネルを越え、都留市のリニア新幹線の試験を越えた辺りの地域である。

相模川による川下げは、「奥畠下川通人改め所」に関する古文書から、現在の大月市や都留市方面の桂川支流からの川下げが可能であつた様で、山梨県大月市の真木温泉近くの小金沢山の御運上材木の川下げ、先述の郡内領秋山村阿寺沢より御用炭の川下げ、都留郡朝日曾雌（アサヒソシ）村山内の御材木川さげ等があつた。次回にでも「奥畠下川通人改め所」の「御達書」等の分析でも試みようと思っているが、相模平塚の須賀浦から五六十キロも離れた辺鄙な甲斐の山の、都留郡内桂川の奥地の支流から須賀浦迄、筏を組み御材木や御用炭を運搬していた事については驚くばかりである。

さて天保四巳年の十一月には、甲州都留郡の柴田善之丞が御代官である朝日曾雌（アサヒソシ）村山内の御材木切り出しで、べて百十四人の川下げ人の通船許可書「差上申一札之事」を、御用材請負人・江戸鉄砲洲本湊町（てっぽうずほんみなどちよう）柳原屋角兵衛代・林助が奥畠御関所・御番人中宛に出している。江戸鉄砲洲本湊町は現在の中央区一丁目で、ここは江戸時代、商船の荷揚場や舟に積み替える港があつたことから湊町と

最後に、相模川・桂川の川下げで、朝日曾雌（アサヒソシ）村山内の御材木切り出し、べて百十四人の川下げ人の通船許可書と、その御用材請負人・江戸鉄砲洲本湊町（てっぽうずほんみなどちよう）柳原屋角兵衛代・林助に関する古文書、そして、秋山村の阿寺沢稼山からの炭と寸沢嵐村の炭を合わせて、一万俵を御用炭として高瀬舟に積み、江戸柳原新橋の炭会所置場まで、川下げする古文書もあり。江戸後期、山梨県都留や大月、そして相模湖や内郷寸沢嵐村でも御林山から炭を川下げし、御用炭として江戸へ輸送されていた事が、これらの古文書から理解する事が出来た。

まだ他に残された「奥畠下川通人改め所」に関する古文書も多い、これらの古文書調査から、更なる朝日曾雌（アサヒソシ）村山内からの御材木切り出し、寸沢嵐村御林の御用炭川下げに関する詳細が研究され、解明される事を期待するものである。

三、中学生が収集した内郷の民話

はじめに

今回ご紹介する「中学生が収集した内郷の民話」は『うちごうむらむかしばなし 内郷民話拾遺』として昭和三十二年（一九五七）、内郷中学校二年生が諸角弘先生のもと、内郷村の古老や住民から聞いた民話を纏め上げたものである。既に六十四年も前の記録文集である。偶然、相模湖歴史研究会員の沼本にお住いの大谷均さんも当時中学二年生で、この民話文集に掲載されていて、当時の思い出が湧いてくるのではないかと思う。

民話とは、過去の本来の内容から枝葉が付けられ、現在に語り継げられたものである事が多い。また歴史的な民話伝説は当時直接的にも間接的にも関わった祖先からの言い伝えは、家を守ろうとする正善的な伝承があり、偏った本来の内容から逸脱した民話伝説もある事は確かである。これらは近年の町史編纂事業に於て、歴史研究家や民俗研究者によって正しく解明されている事が多い。

今から六十四年前の中学校二年生が収集した内郷の民話である。現在の私たちに多くの歴史資料を提供してくれている。もう一度この民話を元に新たに歴史や民話・伝説の信憑性を求めて歴史解明に研究努力する事は、現在の私たちには必要とされる事であろう。

この民話集の「まえがき」を書かれている内郷中学校二年生の担任である諸角弘先生は、内郷中学校には長年、赴任されていて、ある年齢以前の住人は諸角先生を知らない人はいない程、生徒や父母にも人気者の先生であった。ちなみに筆者も内郷中学校時代の諸角先生には教えを頂いている。

余談であるがこの『阿比乃中山 第十四号』を書き上げている令和三年の二月頃だと思うが、コロナ禍の影響で昨年以上に引き続き、この年はコロナが蔓延した。筆者がNHKの朝のローカルニュースを見ていたら、上

野原塚場地区にある神職のいない「疱瘡神社」が、コロナ禍の鎮静を願つてお参りする方が多く、神社を守る地元人の氏子総代として、内郷中学校の先生であつた長老の諸角弘さんがインタビューを受けられていた。既に九十年代を過ぎておられたので、この『阿比乃中山』が発刊の時、まだ元氣で在られたらと願う次第である。

ついでながら一寸、民話・伝説に関係した事なので、上野原の「疱瘡神社」についての由来と写真をネットからコピーさせて頂いたので最後に紹介して見よう。（写真②）

江戸初期、疱瘡神を祭る神社がある越前・湯尾（ゆのお）峠（今の福井県南越前町）出身で諸国を巡っていた高齢女性が塚場地区で倒れた。天然痘の跡が残るあばた顔で、「疱瘡神を祭れば、必ず疫病から逃れられる」と言い残して亡くなつた。女性は疱瘡婆さんと呼ばれた。人々は湯尾峠まで行つて疱瘡神の分霊を迎え、万治四（一六六一）年に塚場地区に疱瘡神社をつくつた。神社に残る木札には「その後、村が栄えた」と言う記述があるとの事。

写真② 上右 諸角弘氏 下 御神体疱瘡婆



内郷民話拾遺（うちごうのむかしばなし）

内郷中学校二年・編

一九五七年一月

もろずみ・ひろし

まえがき

「みんなが小さい時、お年寄りから聞いた昔話を話してごらん。」国語の時間、みんなへのこのことばに私をおどろかせたのは「そんなの聞かないや。」という一斉の声でした。それはほんとでしようか。昔話、きくだけで私は幼時のおもかげが浮んでくるようです。月の都に住む人を幻想し、桃太郎の勇壮な活躍に手に汗をした幼時をーー。しかし、みんなのことばをそのままうけとつて考えてみると、ちょっとさびしくなるのをおぼえます。前に小仏の山波、後ろに石老の峰、村をめぐる相模と道志の流れ、といふこの内郷は、景色の美しさと共に、何かしらのむかし話を伝えているのではないかと考えられます。まもなく、内郷に生い育つ昔話をさぐる仕事が始められました。はじめのうちは、みんなが嘆声をあげたように、たしかこのことは困難なものでした。仕事の途中「家の人に聞いても知らないや。」ということばをなんどきいたことでしよう。しかし、日を追うにしたがつて、集めたお話の数もしだいにかさなつていきました。そして、“クラスでのお話発表会”にまで発展していきました。四時間にわかつた発表会は楽しいものでした。みんなの苦心が報いられたと言えましょう。この発表会の結果はここにこうして、一冊のまとまつたものにすることになりました。昔話や伝説は次第に話されなくなつていく、というのが近頃のようです。しかし、私たちは内郷の昔話をさぐつて、まとめることができたのです。次からはもう、「むかし話なんてしらないや。」といふことはなくなるでしょう。ここにのせられた話は、短期日にまとめたものですから、不備な点がみられますし、この他にもまだたくさんのお話が内郷の土地にうずもれておりましょう。これを整え、そして探していくことは、みんなに課せられた今後の仕事だと思います。探しあてたお話はこの本につづくわえ、よりよいものにしていって下さい。

はじめにあたつて、一言のべてみました。

石老山について

山口 正

僕の家の畑の中に、石でできた小さいお宮があるので、それは何かと聞いて見たお話。それは昔、石老山をきずいた岩若丸という人の乳母がまつられているとのことだ。岩若丸の乳母は大へん苦労した人なので、岩若丸をとても親切にそだててきたという。この乳母を、僕の先祖である八右衛門というおじいさんが、そのお宮をつくったということだ。その当時は、石老山へ来る旅人がそこへもよつておまいりをしていつたが、今ではまりが畑になつてているので、ハイキングの人が通つても、「あれは何だ。」というくらいで通りすぎてしまう。このお宮のことを「天正神」と言つて、お正月には松かざりをしたり、豆まきをしたりします。

岩若丸

秋元米子

今から千二百年くらい前、京都のくげの男女二人が、秦野のそやの方ができるのです。次からはもう、「むかし話なんてしらないや。」といふことはなくなるでしょう。ここにのせられた話は、短期日にまとめたものですから、不備な点がみられますし、この他にもまだたくさんのお話が内郷の土地にうずもれておりましょう。これを整え、そして探していくことは、みんなに課せられた今後の仕事だと思います。探しあてたお話はこの本につづくわえ、よりよいものにしていって下さい。

力試岩

岡本英子

岩穴

神保百合子

石老山には、力試岩（力だめしいわ）という岩がある。昔、この岩をさきげて、自分の力をためそうとつかったので、力試岩というのだそうだ。石老山のある岩には、馬の足あとや、馬を洗ったという場所が今でもある。これは、一千年ぐらい昔、ある人が名馬に乗って登山した時、つけられたものだと言いつたえられている。

力試岩

力持ちの人達が力試しをしたと伝えられて
いるそうです。



岩窟

道志岩窟と言い、岩窟の中に「福一満虚空蔵尊」が安置される。江の島の洞窟に続いていると云う伝説あり。



石老山には岩穴があるが、この岩穴は、江の島のどうくつに続いているといわれる。江の島といえばずっと南の海の中にある島だが、ずいぶん遠く長くつづいているものだ。実際に続いているかどうかは疑わしい。石老の岩穴から江の島へぬけ出たという人を知らないから・・・。

寸沢嵐の伝説

宮崎京子

一、田久保の井戸（停留所のうらにある）は、首洗い井戸といつて、武田信玄と小田原の北条氏との戦いで武田勢が勝ち、甲州へ引きあげる途中、浅間森で首実検をする時、首をあらつたのだということです。

二、寸沢嵐の東村はずれに、成敗畑という畑がありますが、これは昔、土地の名主が公金横領の罪で、その名主の家中親類、皆はりつけにされた場所だそうです。

注 成敗（セイバイ）とは、刑罰、こらしめ、斬りするの意

寸沢嵐首洗池の言い伝え

武田信玄は、永禄12年8月総勢2万の軍勢を率いて甲府を出発
信州佐久を経て碓氷峠を越え、長驅して関東諸城を攻略し、遂に
北条氏康の居城小田原城を攻撃して目的を達した。

甲州への帰路、愛甲と津久井の境界である三増峠を越えんとした時、武州滝山城主北条氏照率いる2万の軍勢の迎撃を受ける。しかし、山嶽戦を身上とする武田軍はこれを打ち破る。時に永禄12年10月30日であった。

この三増合戦に勝利を得た武田軍の本隊は、三ヶ木から落合坂を下り沼本の渡しより、他の一隊は三ヶ木新宿（かみみずく坂/七曲坂）を下り道志川を渡り、この地に入った。この二筋の信玄道を、通ってきた武田軍は合流し、この地において戦勝の儀を執り行なった。

「新編相模風土記」によると、武田信玄はこの地「反畑」にて討ち取った首級の首実験を行った。その数、実に3269個であり、ここにて勝鬨を上げる。その討ち取った首を、この池で洗ったと言わるので「首洗池」と言い伝えられている。また、武田軍は反畑において首実験を行った後浅間の森に埋葬して塚を築き、社を建てたといわれる。この社が浅間神社である。

相模湖町教育委員会
相模湖町文化財保護委員会

「孝女はつ」の墓を示す道標
墓は若柳宝福寺境内にある



首洗いの池

宮崎幸江

むかし、武田信玄と北条氏との戦いで、北条氏は津久井町にある城山に陣を取り、信玄は浅間森に陣を取り互いにしのぎをけずる戦いをしたが、武田勢はついに力つき慘々たる敗戦に三千九百九十九首上げられ、その首を寸沢嵐部落の田久保の池にて洗う。これより首洗いの池と言われている。

孝女お初

井上みゆき

一、昔、若柳にたいへん親孝行なお初さんという人がいたそうですが、そして、農協の所の橋のそばに立っている石とうは、その人のことが書いてあります。

二、昔、正覚寺は山口の乾燥場のあたりにあつたそうですが、武田信玄と北条氏が内郷を中心として戦争をしたそうです。そうして武田信玄が負けてにげる時に、正覚寺に火をつけてにげたそうです。ですから、正覚寺は、それから現在の所に立てられたのだそうです。

道志川の伝説

平井敬一

関所

小川保子

道志川の下流の方に、かまのふちという所があります。昔、かまがしずんでいたので、かものふちという名がついたといわれている。ぼくが住んでいるすぐ上が、かまの上であるが、これはかまの上にあるから、かまのうえという名がついたという。道志川の上流に、まぐそぶちという所がありますが、昔は甲州街道で馬がたくさん通り、馬を洗つたり、

ふんをしつたのでこの名がついたという。その上流にはかつぱぶちという所があるが、そこは昔、かつぱがいるといわれる程、深かつたので、そういう名前がついたといわれている。また下がつぱというのは、そこの方にかつぱがすんでいたので、そうゆう名がついた。

道

昔、阿津から三か木へ通ずる道

江藤スズ子

今からおよそ五十数年前の道は、今、通っているような道とはだいぶちがつて、阿津はうし坂の山口誠子ちゃんの所から、今県道になつてある所へ橋がかかって、今の県道へ出てきりわりの今の学校へ来る道をのぼつて、途中の山に道がついていて、中学校のグランドが前は畠だったので、そこに道がついていて、にってん様の所へ出るようになつていた。そこから県道をまっすぐに行き、とねつくばの道、沼本の方へ（これは今ある

かんしんな

大谷横右衛門

野村香代子

道（行つてうえん坂）という所を下へ行くと川がある。そこは橋がなかつたので、船で渡るようになつて、三か木の方へ行くようになつていたそうだ。

今からなん年としれぬほど昔からつたえられている話、だから年代なんか全然……。昔、昔、神奈川県津久井郡の内郷村寸沢嵐に、大谷横右衛門でいうたいへん心のやさしい人がいたそうです。横右衛門はたいへん

むかし、しのばらの方へ行く道の所、今農協へ行つて中村さんの家の少し下つた所に関所があつた。そしてうすぐらくなると戸をしめて、そこをとおらせなかつた。もしどうしても通るなどと言つてしらべ、わるいことをしたなと思つたら、首をきつたりした。その首をとつたりしたのを、石でいくつかまつてある。むかしは上の道がとおりでした。

鼠坂関所址

篠原方面左側に立てられている碑



びんぼうな人に心をうたれて、自分の財産をなくしても、その人たちにお金などをわけてやつたそうです。ですからまわりの人達からは「神様」と、したわれていたのだそうだ。横右衛門の家は、いま江藤秀雄君の家の所に大きなやしきがあつたとつたえられている。けれどもかわいそうに全部財産をなくしてしまつてたべるものがなくなつた横右衛門は、悪いと思ひながら人のものをぬすむ様になり、村人からののしられ、にくまれはじめた。そしてとうとう村やく人に知れ、うち首させられることになりました。そのうち首になつた所は、村やく人の広場（いまの沼本のけいとの家のところにあつた）で、おおぜいの人々の前でかなしくうち首になり死んでゆきました

大谷横右衛門は江藤与次右衛門の間違いで、墓は相模原二本松在住の大谷家墓地内にあり。
下写真 江藤与次右衛門の墓



沼本開田

大谷均

ぼくの家のおじいさんは、もともとがんこそうな人だつたそうです。沼本の水田のこと、反たいしている人もいれてつくつたそうですが、くしんしたらしいです。沼本の田んぼは、前は桑原だつたそうです。だからどこの家でも、うんと蚕をしたそうです。ある人は桑原のほうがよいという

人と、田んぼの方がよいという人とで、おじいさんは田んぼをつくるとどうじょうをはつて、にくまれたそうです。工事は、昭和十三年三月十三日にはじめ、昭和十七年三月二十一日にできあがつたそうです。水田面積は五町二反です。四年もつづけて、やつと田んぼができるのです。おじいさんの役は組合長だつたそうです。今はこの記念碑が沼本の田んぼのはしにたつています。

津久井湖底に沈んだ沼本地区、中央の山は「丸山」で、江戸時代、臨済宗の宝珠庵と云うお寺があつた。今は正覚寺と合併する。



津久井湖築造前の沼本部落 下段



おかげこ神さま

井草貞子

沼本部落の中心に、小さな山があつて、その山にお富のよくな家があつて、その下に来て、今年も「蚕」がよくできるようにとおいのりしたり、おばあさんたちが集つてごえいかをしたりして、祝うのだそうです。

伝説を二つ三つ

押田国子

☆ 長者久保

私たちの学校のところに、長者久保とゆう畑があります。そこは昔、その畑に長者がすんでいたとの事で、長者久保といつたそうです。

☆ 石老山のあみださまの由来

現在、石老山にまつてあるあみださまは、大昔、山梨県の道志村にあつたそうだ。それが大水のため流されて、道志のあみだめにあがつた。現在、そのあがつたところは畑になつてゐるが、道志のものがまつるところがないので、石老山におさめたという。

☆ 信玄道

ねん坂の小山を通つて関口をとおり、ますわらのかまの上をとおり、谷戸山をへて道志のごりんばを通り、道志をへて、青山にてたどりその道は、現在、山道になつてゐるが、ところどころに目じるしとして五重塔が

のこつている。昔、北条氏と武田信玄がたたかつた時、武田信玄の軍勢が通つたという。

通つたといふ。

石老山顕鏡寺にある阿弥陀様



姓名

小野沢敏夫

僕の家の昔は武士で、武田信玄の家来であつた。合戦でやぶれ、上野原の方からこの街道へちらばつた。一つは若柳へとどまり小野沢の姓を名のり、あの組は、中野や又野の方へちらばつたので、中野にも小野沢と言う姓がある。

編集後記

相模湖歴史研究会は、令和二年正月からコロナ禍の影響で毎月の例会も休会をしてきた。この『阿比乃中山 第十四号』の編集を完了した現在は、令和三年の四月である。令和三年四月はコロナ禍の第三波が来て、昨年の第一波よりもコロナ禍が拡大、神奈川の相模原市には蔓延措置防止法も発令された時である。

編集子に取つては、このコロナ禍の一年間で、行事等の中止や延期があり、暇な時間は『阿比乃中山』の編集に充て、それに力を注ぐことができた。しかし、歴史研究会発起人の一人の山口芳文さんが昨年、令和二年十月三日に亡くなられた事は、残念一言に尽きる。

さて、今号『阿比乃中山 第十四号』の最初は、農務省書記官であつた石黒忠篤が「内郷村の二日」と題して『都會及び農村』に「その一」、「その二」と二回に分けて掲載されたもので、今回は「その一」を第十四号に掲載した。

鮑子にそういうところがあり、「弘法さまの御礼の水場」といつています。

石黒忠篤は八月十五日の内郷村調査の当初よりの参加でなく、八月二十三日の早朝、与瀬駅に着き荷擔ぎ人夫を雇い、正覚寺へやつて来たが、着くと同時に今度は農学士の中村留二が、その雇い荷擔ぎ人夫と共に与瀬駅に向かい帰る事となつた。石黒忠篤の内郷村での滞在は二十五日までの三日間で、その記録を日記風に面白く書いている。

二「奥畠下川通り人改所（四）」では、今号で最終回と思っていたが、更に興味ある「奥畠下川通人改所」に関わる古文書が残存していて、次の機会に続編を考えている。「奥畠下川通人改所」の川改め方法を古文書から解説しようと試みたが、まだ、古文書から確実な改め方法を把握する事はできないが、却つてそれらの改めに関して歴史に詳しい読者が、川改めや関所通行の解説ができるのではないか。そんな事を推測した次第である。

この号を書き終えてから第十六号の編纂に差し掛かっていた時、「多摩御陵の周囲」（逸見敏刀著）から抜粋して掲載している第十五号の「小佛峠」に引き続き、第十六号では「小仏の関所」を取上げて掲載する予定である。その中で、「小佛関所」の通行手形について参考になる記述があつた。それは「手形は厳重に扱われ、毎年、正月前年度分を取纏めて、関守の一人が携帯して手形の発行者に返納しなければならなかつた。若し一枚でも紛失したら閉門の謹慎を受けた」とあり、「奥畠下川通人改所」でも同様な厳しい保存義務があつた事が伺える。

「奥畠下川通り人改所」を通る筏荷物は、驚く事に既に江戸時代の中期頃から、僻地である山梨県大月市の真木温泉近くの小金沢山や郡内領秋山村阿寺沢より御用炭の川下げ、更に都留郡朝日曾雌（アサヒソシ）村山内の御材木川下げがあり、五六十キロも掛かつて平塚須賀浦迄、筏を組み御材木や御用炭を運搬していた事については驚くばかりである。それに係る村民や筏乗り、御用材木・御用炭の搬出では、多くの運搬人、山師、人夫が必要であり、それには多くの大変な作業と御苦労があつた気がする。

三、中学生が収集した内郷の民話の「内郷民話拾遺」は今から六十四年前の内郷中学二年生が聞き拾い集め、記録した民話である。偶然、相模湖歴史研究会員の沼本大谷均さんの名前もあり驚かされた。当時の内郷中学二年生担任の諸角弘先生が今号を編集している時、コロナ禍鎮静を願つて上野原市にある「疱瘡神社」をNHKが取材し、そのローカル番組放映で、諸角弘先生がインタビューを受けていた。まだまだお元気でお変わりなく懐かしく思われた。相模湖町、特に内郷住民の七十歳以上の方々は中学時代に先生との思い出も沢山ある事と思われる。令和五年現在では九十七歳位に成っていると思われる。いつ迄もご健勝をお祈り致します。

編集子

相模湖歴史研究会 会員募集中

相模湖歴史研究会会員は常に募集中です。例会は夜から昼間に変わりましたのでご注意ください。毎月の第二金曜日、時間は午後一時半より三時半頃迄、直接、山口の正覚寺へお越し頂いても結構です。また前もつて詳細を聞きたい人は、次の会員へご連絡して頂いても結構です。

⑤ 山田（〇四二一六八五・一一四五）

⑥ 江藤（〇四二一七七二・四六三二）

阿比乃中山

第十四号	令和五年（二〇二三）三月一日発行
創刊号	平成二十九年（一〇一七）三月一日
発行者	相模原市緑区若柳一四三〇
発行所	正覚寺内
正覚寺内	八〇四二一六八五一一四五